

【掲載官報】

平成 22 年 8 月 4 日 本紙第 5368 号

【法令名】

○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 8 月 4 日 政令第 180 号

【管轄省庁】

環境省

【施行期日】

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 31 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日（平成 22 年 8 月 10 日）

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。

.....